

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第78号

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

静岡県流域下水道事業財務規則（平成31年静岡県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第24号（略）</p> <p>督促状</p> <p>（略）</p> <p>1 上記の金額が、納期限までに納められておりませんので、下記指定期限までに納めてください。</p> <p>下記指定期限までに完納されないときは、納期限の翌日から滞納金額につき年14.6パーセントの割合（滞納となっている期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>特例基準割合</u>」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金が増加されます。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（<u>特例基準割合</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算した延滞金が増加されます。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（略）</p> <p>様式第78号（略）</p> <p>（略）</p> <p>別紙（略）</p>	<p>様式第24号（略）</p> <p>督促状</p> <p>（略）</p> <p>1 上記の金額が、納期限までに納められておりませんので、下記指定期限までに納めてください。</p> <p>下記指定期限までに完納されないときは、納期限の翌日から滞納金額につき年14.6パーセントの割合（滞納となっている期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>延滞金特例基準割合</u>」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金が増加されます。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（<u>延滞金特例基準割合</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算した延滞金が増加されます。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（略）</p> <p>様式第78号（略）</p> <p>（略）</p> <p>別紙（略）</p>

(使用料及び延滞金)

第3条 (略)

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、指定期日の翌日から納入の日まで、延滞金として年14.6パーセントの割合（滞納となっている期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額を支払わなければならない。ただし、指定期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算した金額を支払わなければならない。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(使用料及び延滞金)

第3条 (略)

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、指定期日の翌日から納入の日まで、延滞金として年14.6パーセントの割合（滞納となっている期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額を支払わなければならない。ただし、指定期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算した金額を支払わなければならない。この場合における年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 令和2年12月30日以前に納期限が到来した税外収入に係る督促状についての改正後の様式第24号の規定の適用については、同様式中「年7.3パーセントの割合（」とあるのは、「年7.3パーセントの割合（令和2年12月31日までの期間については、滞納となっている期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）」。令和3年1月1日以後の期間については、」とする。